

受印

政治団体設立届

令和 年 月 日

総務大臣

殿

神奈川県選挙管理委員会

政治団体の名称	
事務所の所在地	神奈川県
代表者の氏名	

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな	政治団体の名称	政治団体の区分	
		<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政党の支部
		<input type="checkbox"/> 政治資金団体（政党が指定）	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
		<input type="checkbox"/> その他の政治団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部
目的	別紙のとおり	国会議員関係政治団体の区分	
		<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
		<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	
主たる事務所の所在地	〒(神奈川県)	組織年月日	令和 年 月 日
主たる活動区域			
氏名	住所・電話	生年月日	選任年月日
ふりがな	〒() 電話()	大・昭・平	令和
代表者		・・	・・
ふりがな	〒() 電話()	大・昭・平	令和
会計責任者		・・	・・
ふりがな	〒() 電話()	大・昭・平	令和
会計責任者の職務代行者		・・	・・
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類		
	<input type="checkbox"/> 衆議院議員（現職） <input type="checkbox"/> 参議院議員（現職）	<input type="checkbox"/> 衆議院議員（候補者等） <input type="checkbox"/> 参議院議員（候補者等）	
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類	
		<input type="checkbox"/> 衆議院議員（現職） <input type="checkbox"/> 参議院議員（現職）	<input type="checkbox"/> 衆議院議員（候補者等） <input type="checkbox"/> 参議院議員（候補者等）
政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	別紙国会議員氏名届のとおり		

- 1 設立日の翌日から起算し、7日以内に届け出ること（全国団体3部、県内団体2部）。郵便での提出は不可。
- 2 届出年月日は、実際に神奈川県選挙管理委員会に届け出る年月日を記入すること。
- 3 届出先の名称は「主たる活動区域」が、2以上の都道府県にまたがる場合は総務大臣、神奈川県内である場合は神奈川県選挙管理委員会とし、不要部分を2本線で抹消すること（訂正印は不要）。
- 4 「政治団体の名称」は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。
- 5 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 6 政治団体の支部にあっては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、本部の名称を「（本部）〇〇」の例により記載すること。
- 7 「□」内には、該当するものにチェックを入れること。
- 8 「組織年月日」欄には、政治団体の組織（設立）の日を記載すること。
- 9 「主たる事務所の所在地」は、「〇〇市〇〇町〇-〇-〇、〇号室（〇〇方）」「〇〇郡〇〇町〇〇〇」まで記載すること。
- 10 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあっては、例えば、「全国」、「東京都及び神奈川県」というように記載し、活動区域が神奈川県内である政治団体にあっては、例えば「神奈川県」、「A市」、「A市及びB市」というように記載すること。
- 11 会計責任者と会計責任者の職務代行者は、同一人が兼務することはできないので、それぞれ別の者を選任すること。
- 12 「支部の有無」欄には、設立届を提出する時点で、実際に支部が設立されている場合のみ「有」にすること。
- 13 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 14 国会議員関係政治団体に係る欄は、国会議員関係政治団体に該当する場合のみ、記入すること。
- 15 届出の際には、規約、綱領、党則その他これらに相当するものをあわせて提出すること。
なお、規約等には、少なくとも次の事項を記載すること（詳細は、[政治団体の規約例]を参照すること）。
 - ① 名称及び所在地
 - ② 目的
 - ③ 事業活動（講演会の実施等具体的に記載すること。）
 - ④ 執行機関（役員）
 - ⑤ 会員の資格
 - ⑥ 会計
- 16 訂正がある場合、代表者の訂正印があればその場で訂正できるため、届出の際には、代表者の印鑑を可能な限り持参すること。
- 17 添付書類は次のとおり。
 - ① **規約等（全団体必須）**
 - ② 被推薦書（都道府県又は政令指定都市の長・議員（候補者、候補者となろうとする者を含む）の後援会）
 - ③ 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体）
 - ④ 支部証明書・政党の状況等に関する届（政党の支部）
 - ⑤ 国会議員氏名届（政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体）